

尼崎大気汚染公害訴訟

和解条項

1 環境庁、国の道路管理者である建設省及び阪神高速道路公団は、本件地域になお環境基準を上回る汚染実態があることを踏まえ、本件地域の交通負荷を軽減し、大気汚染の軽減を図るため、国の関係行政機関及び地方公共団体とも連携して、環境庁、道路管理者としてとりうる以下の施策の検討ないし実施に努めることとする。

(1) 五省庁会議に基づく取組

環境庁、国の道路管理者である建設省及び阪神高速道路公団は、「国道四三号等の道路交通環境対策の推進について（当面の取組）」（平成一二年六月六日：警察庁・環境庁・通商産業省・運輸省・建設省）に従って、関係行政機関との連携もを行い、環境庁、道路管理者として取り得る沿道環境対策に取り組む。

(2) 自動車排出ガスの低減のための環境庁の対策

環境庁は、地方公共団体及び関係機関と連携し、自動車単体対策等について以下の施策を進める。

①中央環境審議回答申を踏まえて、ディーゼル自動車の新長期目標について平成一七年までに達成するよう取り組む。

②中央環境審議会の答申を踏まえ、平成一六年末までに軽油の低硫黄化（五〇ppm）を達成するよう取り組むとともに、自主的な部分供給が早期に行われるように関係業界に対する働きかけを引き続き行う。

③ディーゼル微粒子除去装置（DPF）耐久性試験を進めるとともに、補助制度等の支援策を検討する。

④自動車メーカーや自動車を使用する事業者による一層の低公害車亭排出ガス車の販売・使用を促進する仕組みを検討する。また、平成一三年度施行予定の国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（いわゆるグリーン購入法）に基づき、政府における低公害車・低排出ガス車の導入を促進する。

⑤アイドリング・ストップ運動について、ステッカーやパンフレット等を配布する等の普及啓発活動に努める。

(3) 大型車の交通規制の可否の検討や交通の転換

国の道路管理者である建設省及び阪神高速道路公団は、以下の施策に努める。

①阪神高速道路三号神戸線と五号湾岸線において、料金に格差を設ける環境ロードプライシングを早期に試行的に実施する。

②自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（いわゆる自動車NO_x法）の周知徹底、トラック事業者への迂回輸送の協力要請を行う。

③特殊車両通行許可違反に対する道路法第四七条の二の適用を厳格に行う。

④本県地域における大型車の交通量低減の必要性を理解し、大型車の交通規制の可否の検討のために必要な交通量の調整を平成一三年度までに着手する。

また、本件地域における大型車の交通規制の可否の検討について、早期に検討結果が出るよう、警察庁に要請する。

(4) 大気環境の調査

環境庁、国の道路管理者である建設省及び阪神高速道路公団は、地方公共団体と協力して、本件各道路沿道において、浮遊粒子状物質を含む大気環境の状況の把握に努めるとともに、交差点付近も含めたエリア全体の状況がより一層的確・効率的に把握できるように、地権者の協力のもと、新たに測定局を設置することとし、平成一二年度から準備を進める。また、移動式測定車の活用も図る。これら測定結果については、公表を行う。

(5) 健康影響調査

環境庁は、健康影響調査については、環境保健サーベイランス調査を基本としながら、今後ともPM2.5も汚染指標とする調査・解析手法の追加・拡充等の検討を行う。

2 阪神高速道路公団は、阪神高速三号神戸線の尼崎東入路整備について、先行的に実施される周辺地域の環境改善に資する「地域整備工事」（歩道の整備、植樹帯の整備及び大物線の改良）を含め、地域の理解と協力を得つつ行うものとする。

3 国の道路管理者である建設省は、国道四三号の歩道空間のバリアフリー化（エレベーターの設置等）の検討や、沿道の土地利用にも配慮した道路緑化の推進に努める。

4 一審原告らと国の道路管理者である建設省及び阪神高速道路公団とは、別紙のとおり「尼崎市南部道路沿道環境改善に関する連絡会」を設置することを合意する。

5 一審原告らは、前文記載の諸事情及び前項までの和解条項の内容に鑑み、損害賠償請求を放棄する。

6 一審原告らと国及び阪神高速道路公団は、本件訴訟に係る請求に関し、本件和解条項に定めるほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。

7 訴訟費用及び和解費用は、第一、二審を通じ各自の負担とする。

以上